

「(仮称)戸田市個人情報保護法施行条例の制定及び戸田市情報公開条例の改正の骨子」について

1 趣旨

令和3年(2021年)5月、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、本市が関係する地方公共団体に関する規定については、令和5年(2023年)4月1日から施行されることとなりました。

改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)と統合され、地方公共団体の個人情報保護制度についても法において全国的な共通ルールを規定することとした一方、地方公共団体においては、条例で、開示請求等に係る手数料について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができることとされました。

このことから、戸田市においても法の適用を受けることとなるため、現在、運用している戸田市個人情報保護条例(平成11年条例第3号)を廃止するとともに、法の施行のための(仮称)戸田市個人情報保護法施行条例(以下「施行条例」という。)を制定します。

また、個人情報保護制度と密接な関連がある情報公開制度を運用している戸田市情報公開条例(平成11年条例第2号。以下「情報公開条例」という。)について、新個人情報保護制度(以下「新制度」という。)の内容を踏まえ、両制度における隔たりがないよう、改正を行います。

2 戸田市個人情報保護法施行条例制定内容

施行条例で制定する内容は、次のとおりとします。

主な内容	根拠規定等
(1) 開示請求等に係る手数料等について 法第89条第2項の規定に基づく開示請求の規定に基づく手数料は、無料とします。写しの交付や複製、送付に係る費用は、請求者の負担とします。	法第89条第2項
(2) 審議会への諮問 実施機関は、法第3章第3節の施策(地方公共団体の施策)を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、第三者機関である戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会 1に諮問することができることとします。	法第129条

1 戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会とは、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、その重要な事項を審議する市の附属機関であり、改正後も引き続き設置します。また、開示請求等に係る審査請求については、引き続き戸田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとします。

3 戸田市情報公開条例の一部改正内容

情報公開条例を改正する内容は、次のとおりです。

主な内容	根拠規定等
<p>(1) 行政文書の定義</p> <p>販売されている新聞や雑誌、書籍等及び市において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公開されているもの(予定を含む。)を、行政文書から除外し、行政文書の定義を明確化します。</p>	<p>情報公開条例 第2条</p>
<p>(2) 情報公開請求ができるものの範囲の明確化</p> <p>市の情報は市民の知的資源であり、情報公開条例の目的が、市民の知る権利の保障や市民の市政参加を促すことを踏まえ、情報公開請求ができるものを市民(在住、在勤及び在学者。また、市内法人、団体を含む。)に明確化します。なお、市民以外からは、公開の申出を受け付け、引き続き広く情報提供に努めます(公開する内容に差異はありません)。</p>	<p>情報公開条例 第5条</p>
<p>(3) 情報公開請求書の補正</p> <p>新制度において、同趣旨の規定が存在するため、情報公開請求書に形式上の不備があるときに補正を求める規定を新設します。</p>	<p>新設</p>
<p>(4) 非公開情報</p> <p>密接に関係がある情報公開制度と新制度において、非公開とされる情報に隔たりが生じることで、制度に差異が生じるため、非公開とする情報を個人情報保護法の規定と同等の内容に改正します。なお、国の情報公開法と個人情報保護法は、今回の改正内容と同様になっています。</p>	<p>情報公開条例 第8条</p>
<p>(5) 公開決定に関する期間</p> <p>新制度にて保有個人情報の開示請求に係る決定期間が変更されるため、情報公開制度においても、請求からの決定期間を14日(延長後最大60日)から30日(延長後最大60日)へ変更します。また、公開請求書の補正期間を決定期間に算入しないこととします。</p>	<p>情報公開条例 第12条</p>
<p>(6) 第三者の保護</p> <p>請求者以外の第三者の情報が公開する行政文書に含まれていた場合に、第三者への意見照会に関する規定を新制度と同等の内容にします。</p>	<p>情報公開条例 第13条</p>
<p>(7) 審査会及び審議会への諮問</p> <p>情報公開決定等における審査請求事案について、引き続き第三者機関である、戸田市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問します。また、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を図るため、その重要な事項について、引き続き第三者機関である戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問します。</p>	<p>情報公開条例 第17条から第19条まで</p>
<p>(8) 他の制度との調整</p> <p>情報公開請求の対象となる行政文書について、法令や他の条例に加え、規則等に同一の方法で公開する規定が存在する場合は、公開請求の対象としないこととします。また、新制度と同等の措置とするため、情報公開制度を適用除外とする規定を追加します。</p>	<p>情報公開条例 第22条</p>